原子力緊急事態宣言が発令された際等に原子力事業者等に対して指導すべき事項 (元方事業者)

電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第42条第1項各号のいずれかに該当する事故が発生した場合、又は、原子力災害対策本部による緊急事態宣言等が発令される等の事態が発生し、当該事態等に対する応急措置として緊急作業が実施される場合、緊急作業従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減する等のため、次に掲げる事項に留意の上、緊急作業に従事する元方事業者を指導すること。

1 放射線管理等関係

次に掲げる事項について元方事業者を指導するとともに、その実施状況を確認すること。

(1) 被ばく線量管理部門の体制の構築

各元方事業者の放射線管理担当者を臨時に増員し、全ての関係請負人の労働者の被ばく線量を一元管理できる組織を設置する等、被ばく線量管理体制を確保すること。

(2) 線量計貸出し管理

原子力施設が発行する入構証を記名者本人以外に使用させることがないよう適切な管理を 行うこと。

(3) 労働者への被ばく線量の通知

原子力施設から入手した線量データを速やかに関係請負人を通じて関係請負人の使用する 全ての労働者に通知すること。

(4) 内部被ばく測定の実施

関係請負人の内部被ばく測定の実施状況を把握し、全ての関係請負人の労働者が内部被ば く測定を受けるように指導又は援助すること。

(5) 連絡先不明者への対応

連絡先不明者が発生した場合は、類似氏名確認、関係事業場への再確認等を迅速に実施すること。

(6) 適切な労働者教育の実施

原子力施設と連携し、全ての関係請負人の労働者が新規入場者教育を受講できるよう、指導又は援助を行うこと。

2 健康管理等関係

次に掲げる事項について元方事業者を指導するとともに、その実施状況を確認すること。

(1) 熱中症防止対策

原子力施設と連携し、関係請負人が適切な熱中症対策を実施できるように必要な指導又は 援助を行うこと。

(2) 臨時の健康診断の実施

ア 関係請負人が、その使用する全ての労働者を的確に把握し、臨時の健康診断を受診させることができるよう必要な指導又は援助を行うこと。

イ 関係請負人における臨時健診の実施状況を把握すること。

(3) 請負実態把握

緊急作業に従事する関係請負人の使用する労働者を確実に把握し、教育、健康診断が適切に実施できるよう必要な指導又は援助を行うこと。